第七号様式（令和四年改正）

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定の適用の有無	有・無	政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定の適用の有無	有・無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥	(イ)　円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	②		道府県民税の法人税割額　㉑	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額　㉔	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に）	⑨	
国税の控除額　③＋④	⑤				

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			⑯				⑰		
特別区				⑱(⑥(イ)-⑯)				⑲(⑥(ロ)-⑰)		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕

（注）上欄の表中、上、下段に区分されているものは、上段に道府県民税相当分を、下段に市町村民税相当分をそれぞれ記載してください。

東京都主税局

都・法　22120-295